## 〇生駒市立幼稚園保育料徴収条例及び生駒市立保育所条例の一部を改正する条例

(1) 生駒市立幼稚園保育料徴収条例(昭和25年4月生駒市条例第16号)新旧対照表現行	改正案
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)
略	略
備考	備考
1 略	1 略
	2 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割(地方税法(昭和
	25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下
	同じ。)を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属
	する者(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者
	であるときは、当該保護者等を同項第11号に規定する寡婦又は同項第1
	2号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に
	限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項
	の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに
	該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。
	(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をして
	いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をして
	いないもののうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する)
	る扶養親族をいう。別表第2において同じ。)又は規則で定める生計
	を一にする子(以下「生計を一にする子」という。)を有するもの
	(2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をして
	いないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。 いないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所
	ではいもののすら、生前を「にするすを有し、がう、前午の日前所    得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をい
	う。別表第2において同じ。)が500万円以下であるもの
$2$ この表の $C_2$ から $C_9$ までの階層における地方税法(昭和 $25$ 年法律第 $226$	$3$ この表の $C_2$ から $C_9$ までの階層における所得割を計算する場合には、地
号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7	方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条
及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条	の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、保護者
の4の2第5項の規定は適用しないものとする。	等が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法
<u> </u>	律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内
	に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の
	賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた

者とみなす。

## 別表第2(第2条関係)

略

備考

1~6 略

 $\underline{7}$  この表の $C_2$ から $C_{18}$ までの階層における<u>地方税法第292条第1項第2号</u> の所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

<u>8・9</u> 略

別表第2(第2条関係)

略

備考

1~6 略

- 7 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割を計算する場合には、保護者等が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。
  - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族又は生計を一にする子を有するもの
- (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下であるもの
- 8 この表の $C_2$ から $C_1$ 8までの階層における所得割を計算する場合には 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5 条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない<u>ものとし、保護</u> 者等が当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有し ていた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日にお いて指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

<u>9・10</u> 略

(2) 生駒市立保育所条例(昭和30年3月生駒市条例第8号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
別表(第4条関係)	別表(第4条関係)
保育料表	保育料表
略	略

備考

1~5 略

6 この表のC₂階層からC₁8階層までにおける地方税法(昭和25年法律第2 26号)第292条第1項第2号の</u>所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。

<u>7~9</u> 略

## 備考

1~5 略

- 6 この表の市町村民税の課税又は非課税の別及び所得割(地方税法(昭和 25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)を計算する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者(以下「保護者等」という。)が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該保護者等を同項第11号に規定する寡婦又は同項第1 2号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)並びに第314条の2第1項(第8号に係る部分に限る。)及び第3項の規定を適用する。この場合において、同項中「寡婦のうち同号イに該当する者」とあるのは、「寡婦」とする。
  - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、扶養親族(地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)又は規則で定める生計を一にする子(次号において「生計を一にする子」という。)を有するもの
  - (2) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもののうち、生計を一にする子を有し、かつ、前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)が500万円以下であるもの
- ② この表のC₂階層からC₁s階層までにおける所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、保護者等が当該所得割の賦課期日において指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。)の区域内に住所を有していた者であるときは、当該保護者等は、当該所得割の賦課期日において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなす。

<u>8</u>~<u>10</u> 略